

令和6年度

第4回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和6年6月26日

芽室町教育委員会

会 議 録

令和6年6月26日第4回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階会議室7で開催した。

○開会時間 14時52分

○閉会時間 15時13分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥 本 和 宏
委員 福 井 栄 子
委員 松 久 大 樹
委員 土 井 槇 悟

○欠席委員 なし

○出席職員 教育長 程 野 仁
教育推進課長 坂 口 勝 己
生涯学習課長 江 崎 健 一
教育推進課課長補佐 清 末 有 二
教育推進課教育推進係長 林 宏 明
生涯学習課スポーツ振興係長 梅 森 祐 之
教育推進課教育総務係長 金 須 智 秋

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第5号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第6号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第6 議案第19号 芽室町小中一貫教育推進協議会に委嘱の件
- 日程第7 議案第20号 教育財産の所管換の件
- 日程第8 議案第21号 芽室町私立高等学校生徒授業料補助規制中一部改正の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は5名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第4回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は鳥本和宏教育長職務代理者とします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第2「前会議録の承認」についてであります。これについて質疑等ございますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは異議なしと認め、前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 私から一点、女子バドミントンの永原和可那選手のパリオリンピック出場が決まったことを受け、すでに新聞等で報道されておりますが、芽室中学校で人文字による応援動画作成が行われ、このあと、いろいろ町内各校の児童生徒による応援メッセージ等の応援が展開されるということになっております。

各課からお願いします。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 教育推進課所管事業の主なものについて御報告させていただきます。6月13日に上美生小学校及び中学校PTAとの意見交換会を開催し、次の学校配置計画策定に向けたPTA会員の皆さんと意見

交換をしております。今後、上美生地域住民との意見交換会の開催も予定しているところです。

また、6月は町議会定例会議の開催月でありましたので、6月3日の初日には、条例改正1件と補正予算、6月21日の最終日には、補正予算を提出し、いずれも原案どおり可決されております。

なお、一般質問については、教育委員会に対する質問はございませんでした。

教育推進課は以上です。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 2ページになります。5月31日に第1回芽室町部活動地域移行推進協議会を実施したところでございます。

6月6日、芽室町公の施設に係る指定管理者募集説明会、来年度から5年間、公民館の指定会社選定にあたり一連の説明でございます。実際には、9月の議会に管理者の決定を提出するというところで、これは例年に比べて早めに指定管理を決定した上で準備をしっかりとってもらうということで進めていくような形となっております。

6月13日から18日にかけて、トレーシー市中学生の国際交流訪問団受入をしております。協会とも、いろいろお世話になりながら進めてきたところでございます。記載はございませんけれども、本日から28日までが芽室スポーツ健康ウィークということで実施しております。

また、土日になりますけど、6月29日、30日と全町ゲートボール大会ですね。その中で、東京ゲートボール連合のほうから講師を招いて、身障者の関係の講演会、ゲートボール振興をしていただくのと、岩見沢教育大学から学生が13人ほど来ていただいて、その中で、ゲートボールを通してまちづくりについて、体験してもらうようなことも含めながら、ゲートボールの振興に力を出していきたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほど教育長のほうからもありましたけれども、永原和可那選手の応援体制というところでは、抽選が7月12日となり大分遅くなるものですから、それによって、パブリックビューイングの日程も、流動的になっていて、早く決めたいのですが、そういうような状況となっているところでございます。パブリックビューイング含めまして、永原選手さんに対していろいろ支援をして行こうとするというところでございます。

以上です。

○程野教育長 以上、教育長の報告といたします。

このあとの会議について、1件の非公開の日程がありますので、議事進行において、提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第5「報告第6号 芽室町奨学金貸付の件」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する公開することにより、個人の権利を侵害する恐れのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 では1件非公開といたします。

◎日程第4「報告第5号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 日程第4「報告第5号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 1ページになります。

日程第4「報告第5号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」についてであります。学校教育法第19条に規定する経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしましたので報告いたします。

2ページを御覧ください。令和6年度6月の申請数は4世帯を認定し、不認定世帯はございません。

3ページは、令和6年6月1日現在の認定総括表となります。6月1日現在の申請世帯は、111世帯、認定世帯が104世帯で、内訳は要保護世帯はありません。準要保護世帯が104世帯で、準要保護世帯の内訳は、経済的困難世帯32世帯以下記載のとおりでございます。

なお、不認定世帯は6世帯となっておりますほか、認定廃止世帯が1世帯でございます。

ページ中段以下は、各小中学校別の認定者数、不認定者数で、準要保護認定者数につきましては、小学校で93名、中学校で54名、合計147名で右上の表にありますように認定率は9.9%となっております。

なお、4ページから7ページにかけて関係例規を添付しておりますので御参照願います。

以上で報告を終わります

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

松久委員。

○松久委員 2ページの一番右下の表に1名数字が入っておりますが、上の表に反映されていないように思います。そんなことがあるかどうか分かりませんが確認のため伺いたいと思います。

○程野教育長 教育推進課長。

○坂口教育推進課長 お時間をとらせて申し訳ございません。今、松久委員からの御質問でございますけれども、数字の記載誤りでございます。大変申し訳ございません。ここの1についてはありませんので訂正させていただきます。

○程野教育長 そのほか質疑ございますか。
(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。報告のとおり承認いたします。

◎日程第5「報告第6号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)」

○程野教育長 日程第5「報告第6号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第6「議案第19号 芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件」

○程野教育長 「議案第19号 芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 11ページ、日程第6「議案第19号 芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件」であります。

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則第2条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和5年度に芽室町小中一貫教育基本方針が策定されたことに伴い、本年度は学校関係者や学校運営協議会代表等から構成する協議会を新たに組織し、小中一貫教育を推進するために、11ページに記載する方を委員及び事務局に委嘱、任命しようとするものであります。

資料の12ページを御覧ください。12ページに記載しておりますけれども、委嘱しようとする委員は16名で、委嘱期間は、令和6年7月1日から、令和7年3月31日となっております。

なお、13ページに、関係例規を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 16名の委嘱の件について説明ございました。質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

◎日程第7「議案第20号 教育財産の所管換の件」

○程野教育長 日程第7「議案第20号 教育財産の所管換の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 生涯学習課長です。

14 ページ日程第7「議案第20号 教育財産の所管換の件」についてでございます。教育財産の所管につきましては、19 ページのほうに教育委員会の規則にございますけれども、こちらのほうの第7号により、教育委員会のほうに一任いただいているものですから、今回提案しているところでございます。

全体的内容といたしましては、旧雄馬別小学校の敷地内利用しておりましたグラウンドと体育館、こちらについて、これまで雄馬別行政区が管理していたところがございますけれども、今後の管理に不安もあることから、これを行政区全体の総意といたしまして、今後利用しないとの意向を受け、教育財産から町の普通財産に変更を行おうとするものでございます。

15 ページ、16 ページがグラウンドに関するもので、16 ページ内の真ん中ほど、平面図横になりますけれども、真ん中ほどに学校用地、1万6,447 平米、こちらがグラウンドの部分になります。

続きまして、17 ページ、18 ページが体育館によるものでございまして、18 ページに、昔の図面ですので見にくいところがございますけれども、体育館の奥まっているところがございます

実際には、16 ページの平面図の中には、これはあくまで土地利用地だけのものです。記載がないですけれども、グラウンドの上のほうに実際には建っている ところがございます。

実際にこちら、普通財産に移行しまして、今後は町の都市経営課のほうに移管をされるところでございます。

以上です。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします

◎日程第「議案第21号 芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第8「議案第21号 芽室町私立高等学校生徒授業料補助

規則中一部改正の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 20 ページ、日程第 8「議案第 21 号 芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則中一部改正の件」について御説明いたします。

21 ページを御覧ください。21 ページ下段となります。今回の改正は、説明欄にございますように、申請書様式の押印を廃止するとともに、記載項目の整理を行い、利用者の利便性を図るために、規則改正をしようとするものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明いたしますので、22 ページを御覧ください。

第 6 条に定める補助金の保護者への振込みに当たりまして、現行では、別途、保護者から預金口座振込申出書の提出を求めているところなのですけれども、申請者の負担軽減の観点から、補助金交付申請書に申し出願うことに改めようとするものであります。

第 1 号様式につきましては、第 6 条の改正に伴い、補助金振込先の記載欄を設けるとともに、申請者の記載に要する負担軽減の観点から記載事項を見直すもの。

23 ページにお進みいただきまして、第 2 号様式は、文言の整理を図るもの。

24 ページにお進みいただきまして、第 3 号様式は、先ほど説明させていただきました、第 6 条の改正に伴い、様式自体を削除、廃止しようとするものであります。

なお、規則として、この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、議案どおり可決いたします。

今後の日程についてお願いします。

○事務局 今後の日程についてお伝えいたします。教育委員会会議定例につきましては、7 月 22 日、月曜日、16 時から会議室 7 で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、すでにお知らせいただいておりますとおり、教育委員会の学校訪問がありますのでよろしく願いいたします。

まず、第 1 回目は明日になりますので御対応よろしく願いいたします。

以上になります。

○程野教育長 以上で、第4回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育長職務代理者 鳥 本 和 宏